最低賃金額のご案内

拝啓

貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月1日より最低賃金法における最低賃金額が下記金額に変更になります。

最低賃金額を下回る金額を支給している場合、最低賃金法違反になりますのでご注意 頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

東 京 都⇒ 時間給 1,113円(令和5年10月1日勤務分より)

神奈川県⇒ 時間給 1,112円(令和5年10月1日勤務分より)

千 葉 県⇒ 時間給 1,026円(令和5年10月1日勤務分より)

(参照) 最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される。 特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

該当する従業員の方がいらっしゃる場合は、賃金改定をお願い申し上げます。

敬具

社会保険労務士法人 三井田人事労務事務所 代表社員 三井田 浩